

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会事務処理規程

平成16年2月17日制 定

平成16年5月11日一部改正

平成19年4月13日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱について必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会における事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに事務責任者を置く。

(1) 水田農業構造改革交付金に係る事務

(2) 耕畜連携水田活用対策に係る事務

(3) 県協議会の運営に係る事務（水田農業構造改革対策推進交付金に係る事務を含む）

2 前項の事務分担は、理事会において定める。

3 事務責任者は、県協議会文書取扱規程第4条第1項の文書管理責任者及び県協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号生産局長通知）、県協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経た後、会長が定める。

付 則

1 この規程は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日）。

2 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。